

【モデルケース】

〇〇変電所外柵取替工事他1件

工事追加仕様書

平成〇〇年 〇月

東京電力〇〇〇〇〇株式会社

〇〇支店 設備部

土木技術グループ

本工事追加仕様書は

- 1, 発変電関係請負工事標準仕様書
 - 2, 土木工事共通仕様書
- に追加して仕様を定めたものである。

1. 工事件名	〇〇変電所外柵取替工事他1件	
2. 工事目的	外柵の腐食により、取替を実施するものです。	
3. 工事場所	変電所	所在地
4. 予定工期	<p>着手 平成〇〇年 6月 1日</p> <p>竣工 平成〇〇年10月21日</p> <p>ただし、工事請負契約書（または請書）と異なる場合には、工事請負契約書（または請書）の工期による。</p>	
5. 工事概要 主機器仕様 工事内容 数量 その他	<p>[土木工事]</p> <p>〇〇変電所外柵取替工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外柵新設・・・・・・・・L=137m <p>〇〇変電所外柵取替関連除却工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外柵撤去・・・・・・・・L=137m 	
6. 施工仕様	<p>[土木工事関係]</p> <p>1. 共通事項</p> <p>(1) 検査項目および管理基準は各項に示すが、特に指定のない場合は別紙「土木工事検査・管理基準」に示す。</p> <p>(2) 支障物が露出した場合は、作業を中断し、直ちに監理員に連絡し指示を仰ぐとともに、その処理に当たっては当社と協議する。</p> <p>(3) 単位の表記なきものは、mmとする。</p> <p>2. 工種</p> <p>(1) コンクリートコア抜き工</p> <ul style="list-style-type: none"> ①外柵設置箇所に適用する。 ②施工範囲は、削孔、積込み手間とする。コア抜き径は100mmとする。 ③削孔によって発生したコンクリートガラは、産業廃棄物処理工(A)により処理するものとする。 <p>(2) 鉄筋加工組立</p> <ul style="list-style-type: none"> ①外柵基礎の鉄筋加工組立に適用する。 ②材料(SD-345)の小運搬、加工ならびに組立までとする。 ③施工にあたってはコンクリート打設時にズレ、がたつきの無いよう堅固に組み立てるものとする。 ④土木工事共通仕様書の鉄筋加工組立に準拠する。 <p>(3) 型枠工</p> <ul style="list-style-type: none"> ①外柵基礎の型枠に適用する。 ②施工範囲は型枠材の小運搬、加工、組立ならびに解体までとする。 ③施工区分は下記のとおりとする。 	

区分	仕様	適用箇所	備考
型枠工 (A)	木製型枠 平面仕上	外柵基礎	構造物内外枠
型枠工 (B)	円形紙型枠 フジボイド 相当品φ100	外柵支柱	

④型枠材のうち転用不能なものについては環境法令を遵守し、適切に処分を行うものとする。

⑤土木工事共通仕様書の型枠工および型枠支保工に準拠する。

(4) 挿筋工

①既設擁壁基礎と新設擁壁基礎との接続部に適用する。

②施工範囲は削孔φ22mm, L=20cmおよび材料 (D13, L=30cm) 設置手間までとする。

③土木工事共通仕様書の鉄筋加工組立に準拠する。

(5) コンクリート工

①外柵基礎のコンクリートに適用する。

②材料の打込み、締固めならびに仕上げまでとする。

③仕様は下記のとおりとする。

指定強度 (N/mm ²)	スラブ (cm)	セメントの 種類	空気量 (%)	備考
σ28=18	8±2.5	普通	4.5±1.5	

④土木工事共通仕様書のコンクリート工およびコンクリート標準仕様書に準拠する。

(6) 外柵設置工

①外柵設置工に適用する。

②材料はPCフェンス (PC-A2500相当品) を使用するものとする。

③材料の組立手間までとする。

④土木工事共通仕様書の網構造に準拠する。

(7) 接地取付け工

①外柵への接地取付けに適用する。

②アース棒 (丸形アース棒 φ7-500) 打ち込み・リード線取付け手間までとする。なお、アース棒の設置場所と打ち込み深さについては、別途指示する。

(8) 外柵撤去工

①既設外柵 (丸パイプ型 H=3.1m) の撤去に適用する。

②施工範囲は、取り壊し、集積ならびに積込み箇所への小運搬までとする。
なお、外柵支柱の切断跡については、モルタル詰めを行うものとする。

③撤去したフェンス屑の金網は、産業廃棄物処理工 (B) により処理するものとする。
なお、フェンス屑の支柱・胴縁・鉄線・有刺鉄線は、鉄屑処理工により処理するものとする。

(9) 鉄屑処理工

①外柵撤去 (支柱・胴縁・鉄線・有刺鉄線) の処理に適用する。

②施工範囲は、積込み・運搬・処分までとする。

(10) 産業廃棄物処理工

①本工事で発生した産業廃棄物の処理に適用する。

②産業廃棄物の積込み・運搬・処分までとする。

③施工区分は下記のとおりとする。

区分	仕様	適用箇所	備考
産業廃棄物処理工 (A)	コンクリート屑	コンクリートコア抜き部	
産業廃棄物処理工 (B)	フェンス屑	外柵撤去部の金網	

④施工にあたっては、環境法令を遵守して適切に処理するものとする。

⑤廃棄物処理にあたっては、受注者の責任において処理する。処理にあたっては、事前に処理報告書を発注者に説明のうえ提出すると共に処理後、工期限内に処理報告書を提出し、廃棄物の処理については、原則として工期限内に最終処理および再資源化まで完了し報告書を提出する。

⑥受注者の責任において追跡調査を実施し、実施報告書を提出するものとする。

7. 関連工事	関連工事名	予定工期	請負人および納入者
8. 工事監理箇所	(土木工事) ○○支店 設備部 土木技術グループ (監理員) (別途連絡)		
9. 支給材料	なし		
10. 関係諸法規並びに諸基準	請負人は、工事の施工にあたり土木工事共通仕様書記載の関係諸法規並びに官公署の許認可条件及び指示事項を遵守するものとする。		
11. 官庁の手続きについて	許認可について、請負人が官庁手続きをする場合は、事前に監理員に報告すると共に、その処理、経過などについてもすみやかに報告しその「写」を当社に提出するものとする。		
12. 第三者との協調	<p>1. 請負人は、工事の実施に当たり地元住民と十分協調を図り、安全の確保環境の保全に努めるものとする。</p> <p>2. 請負人は、工事の円滑な実施を図るため、工事に関係する第三者に誠意をもって説明し協力を要請する等、つねに良好な協調関係を維持するものとする。</p> <p>なお、工事施工に伴い発生した第三者の苦情、要求等については、発生の都度その内容を所定の様式で報告すると共に誠意を持って解決にあたり、同種の苦情、要求等の発生を防止するものとする。(様式-12)</p>		
13. 施工の方法	請負人は、工事及び仮設工事の施工に際し施工計画書および品質管理計画書、ならびに関係図書(後記、提出書類参照)を事前に当社に説明の上、提出するものとする。		
14. 施工の報告	<p>請負人は、工事の連絡経路を施工計画書等に明記し、つねに工事状況を監理員に報告し、円滑に工事を実施するものとする。</p> <p>請負人は当該作業予定を当該作業前日までに監理員へ日報を報告する。</p>		
15. 提出書類	請負人は、土木工事共通仕様書並びに本工事追加仕様書に定めた試験報告書などのほか、別添提出書類を事前に発注者に説明の上、提出するものとする		

<p>16. 特記事項</p> <p>(1) 土木工事関係</p>	<p>[安 全]</p> <p>1. 安全計画書の作成 安全を考慮した安全計画書を作成し、事前に発注者へ説明の上、提出するものとする。また、計画書を変更する場合は計画変更届けを提出するものとする。</p> <p>2. 安全環境管理体制の確立 (1) 請負人は工事の実施にあたり当該工事の安全環境管理組織を確立し、当社に提出するものとする。 (2) 安全環境管理組織は日常の安全環境管理の徹底を図るとともに、災害発生時にも十分対応できる組織としなければならない。</p> <p>3. 安全施設の実施 (1) 作業場に作業員以外の立ち入りを防止するため安全柵・安全ロープなどを設置するものとする。 (2) 危険な箇所には安全標識を掲示し作業員ならびに一般公衆の注意を喚起するものとする。 (3) 請負人は、場内作業通路を定め作業員各自に徹底するものとする。 (4) 開口部その他危険箇所には、バリケードなどを設置し、転落防止を図るものとする。 (5) クレーン車などを使用する作業は重機が転倒しないよう足場を十分整備するものとする。 (6) その他必要な安全施設を実施するものとする。</p> <p>4. 安全装備の整備 作業に必要な安全装備はつねに点検・整備をしておく。</p> <p>5. 安全教育の実施 安全パトロールを適時行い、工事の安全確保をはかる。また、安全懇談会・安全講習会等を開催し、作業員に安全・環境関係の周知を図るものとする。</p> <p>6. TBM-KYの励行 請負人は作業開始前に必ずTBM-KYを実施し、当日の作業内容方法、分担および注意事項を作業員全員に十分理解させるとともに、作業に潜在する危険を作業員全員で摘出し、これらの対策を検討したのち作業を開始することとし、その記録保管すること。</p> <p>7. 設備の安全 電気・ガス・上下水道・通信などの諸施設のほか、工事箇所周辺の構造物などを損傷しないよう十分な措置を行う。</p> <p>8. 火災の防止 (1) 火気の手扱については、十分注意を払うものとし、火災防止に万全を期すものとする。(たき火厳禁) (2) 喫煙は喫煙箇所を設けて行うものとする。 (3) 工事区域内の必要箇所に消火器を設置するものとする。 (4) 油脂類・ガソリン等引火性物品の保管は、事務所・倉庫・宿舍等の建物と離れた場所とし、関係諸法規を遵守するものとする。</p>
<p>16. 特記事項</p> <p>(1) 土木工事関係</p>	<p>9. 爆発の防止 火薬類・アセチレン・酸素など危険物の取扱い、保管、輸送については、火気・摩擦・衝撃などに十分注意すると共に、適切な措置を行う。</p> <p>10. ガス、酸素欠乏による災害の防止 施工にともなって、有害ガスの発生・酸素の欠乏または、ガス導管からの漏えいなどのおそれがある箇所は、次の事項を励行し災害の未然防止をはかる。 (1) ガス検知および酸素濃度の測定 (2) 換気 (3) 点検・巡視 (4) 測定・点検・巡視の記録</p> <p>11. 感電の防止 (1) 電気設備は取扱者を定め電路の開閉・点検・施錠・接地などの保安管理に努めるものとする。 (2) 分電盤・電線・コンセントなどは不良品を使用してはならない。 (3) 漏電遮断器または漏電警報器を労働安全衛生規則に従い設置するものとする。</p> <p>12. 高所作業 (1) 上下の重複作業は原則として行ってはならない。 (2) 危険な箇所については墜落防止のための措置を講ずるものとする。 (3) 工具・金具類などの落下防止の措置を完全に行うものとする。</p>

	<p>13. 異常気象時（台風、ゲリラ豪雨、雷、大雪）の災害防止 つねに気象予報に注意し、必要に応じた点検、補強など予防措置を行う。 また道路などにおける工事の場合は、公衆災害の未然防止に努めるとともに、歩行道路の確保・転落防止など必要な措置を講ずること。</p> <p>14. 地震災害の防止 地震時における災害防止対策については、あらかじめ十分検討しその措置を行う。 また道路などにおける工事の場合は、公衆災害の未然防止に努めるとともに、歩行道路の確保・転落防止など必要な措置を講ずること。</p> <p>15. 崩落・地盤沈下の予防 立地条件・地質・地下水などを調査し、これらに適した土止・掘削工法などを採用すること。</p> <p>16. 健康・衛生管理 請負人は作業員の日常の健康状態を十分把握し、超過労働にならないよう管理すると共に、作業員の健康診断は定期的実施し、注意を要するものは危険を伴う作業に従事させてはならない。</p> <p>17. 緊急時の連絡および措置 (1) 緊急時にそなえ、あらかじめ「緊急連絡一覧表」を作成し監理員に提出する。なお、一覧表は見やすい場所に掲示すること。 (2) 緊急時には「緊急連絡一覧表」にもとづき、すみやかに連絡先に通知する。 (3) 受注者は、実施中に人災災害や当社設備への損害または第三者に損害を与えた場合、必要な応急措置を行うとともに、速やかに監理員に連絡すること。なお、災害の発生が後日確認された場合についても、速やかに報告すること。</p> <p>18. 環境保全 (1) 工事用車両の運行にあたっては、一般公衆に支障を与えないよう対策を講ずると共に地元車両の優先を心掛けるものとする。 (2) 騒音・振動などについては、関係法規に準拠するほか規制外であっても付近住民から苦情のないよう事前に対策を講ずるものとする。 また、作業時間は事前に定め、変更する場合は関係官庁・地元住民と十分な打合せを行い、了解を求めるものとする。 (3) 工事の施工において、降雨等により濁水が公共排水路・公道・民地等に流出することのないよう環境保全に努めるものとする。 (4) 資機材の搬出入及び残土搬出において、公道を汚さぬよう対策を講ずると共に常に清掃を実施するものとする。 (5) 作業現場・事務所・宿舍等は常に整理、整頓に努め発生した残材・紙屑・し尿類などは焼却あるいは公営処理機関に委託するなどして処理するものとする。 (6) 工事施工箇所は保安要員を巡回させる等して、道路管理者への引渡しまでの間は、不陸落込みなどにより交通支障を生じないように維持管理に万全を期するものとする。 工事中断期間は、特に配慮するものとする。 (7) 請負人は作業員の風紀に特に注意し、作業員相互間ならびに地元住民との紛争を生じないようにするものとする。 (8) 苦情等が発生した場合は、作業を中止すると共に、速やかに監理員へ連絡し対応するものとする。</p> <p>19. その他 (1) 再生資源の利用の促進 ・一般廃棄物及び産業廃棄物を処理する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」関係法令などにより適切に処理すること。 ・再生資源（土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊）を積極的に利用すること。 ・副産物（土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊及び木材）は再生資源施設等に持込み処分すること ・再生資源の利用、副産物の処理については、計画書と実施状況の記録書を作成し、上記法律に従い必要期間保存すること。 ・再生資源の利用、副産物の処理については、責任者を配置すること。</p> <p>(2) 過積載防止の徹底 ・材料、機器器具及び諸廃棄物の運搬車は規定の積載重量を守り、過積載のないようにすること。</p> <p>(3) ダンプトラック運搬時における飛散防止対策</p>
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・ダンプトラック運搬にあたっては、ダンプトラック荷台あおり部の仮ロック(あおりフック)以外に本ロック(中間ピンならびに手動ロック機構)を装備したダンプトラックを使用すること。なお、4t以下のダンプトラックで本ロックが装着されていないものについては、本ロックと同等の機能を有する装置(チェンブロック不可)を装着した車両を使用すること。 ・運行前点検時において、仮ロックと本ロックの取り付け状況を運転手と請負人による相互確認を行うこと。 <p>20. 工法・手順変更発生時の安全再確認の実施</p> <p>請負人は、当社と事前確認した資料(施工・安全計画書、週間工程打合等)において変更が発生する場合は、一旦作業を中断し、速やかに変更理由と新たな施工方法・手順並びに変更に伴う安全対策について当社に説明のうえ提出し確認を得ること。</p> <p>また、当社の確認を得た内容については作業関係者全員(元請け・下請け)でTBM-KYを実施し、全員が十分理解したことを確認した上で作業を再開する。作業再開後、変更した施工方法・手順が確実に実行されていることを確認する。</p> <p>なお、上記に該当しない軽微な内容の変更については、請負人の責任において安全再確認を確実に実施すること。</p> <p>21. 熱中症対策</p> <p>請負人は、高温熱環境による熱中症など作業員災害を防止するため、常に気象情報などに留意し施工する。</p> <p>また、施工前に高温熱環境の作業中止基準・退避計画などを定め、作業の継続が危険と予測された場合は、作業を中止、ただちに監理員に連絡する。請負人は、高温熱環境により作業を中止した場合、施工の再開にあたり必ず作業環境の安全確認を行うとともに監理員に連絡する。また、作業の中止を必要としない場合でも夏期期間中に直射日光が当たる路上での作業ならびに高温多湿の環境で作業をする場合は、熱中症対策として直射日光を遮ることが出来る休憩所(簡易テント等)を設け、熱中症対策品などを使用すること。また、作業に当たり、水分補給や適時の休憩を設け作業員の健康管理に十分配慮し、熱中症の防止に努めること。</p>
--	---

17. 試験	(1)土木工事関係			
	<p>請負人は監理員に連絡の上、自己の負担において次の事項について試験を行いその結果について報告書を提出する。</p> <p>また、請負人が調達した資材についてはその品質、強度など疑義を生じた時は当社の指示に従い事項に準じ試験する。</p>			
	試験項目	該当項目	提出部数	備考
	鋼材の強度試験	○	1部	鋼材材質証明書に代えることができる
	コンクリートのスランプ試験	○	1"	荷卸し地点での確認
	コンクリートの空気量試験	○	1"	—————"————"
	コンクリートの圧縮強度試験	○	1"	試料採取は荷卸し地点
	コンクリートの塩化物量	○	1"	プラントでの試験結果で代用可(施工前)
	粗骨材の珪酸反応試験	○	1"	—————"————"
	細骨材の珪酸反応試験	○	1"	—————"————"
	その他監理員の指示した事項	○	1部	
	(該当項目は○印とする)			
<p>なお、試験項目・頻度・方法については共通仕様書によるが、コンクリート圧縮強度試験頻度については下記に示すとおりとする。</p>				

18. 検査	<p>(1)土木工事関係</p> <p>請負人は、下記の検査を受ける。ただし、監理員の指示があった場合は、写真・報告書に代えることができる。</p>				
	検査項目	該当項目	実施時期	備考	
	出来形数量検査	○	その都度		
	特定の工事材料	○	納入時	JISまたはこれと同等品以外に適用	
	掘削完了(床付け)	○	その都度	掘削断面図または掘削平面図による確認	
	配筋、鉄筋加工組立検査	○	〃	配筋状況確認(挿筋含む)	
	コンクリート工	○	完了後	露出面の状態、ひび割れ、打継ぎ目状況等	
	型枠工および型枠支保工	○	〃	型枠の組立状況確認	
	廃棄物処理状況検査	○	その都度		
	竣工検査	○	〃		
	その他監理員の指示する事項	○	〃		
19. 貸与機器	<p>貸与機器の有無ならびに貸与する場合の受渡し場所は下記のとおりとする</p> <p>(1)貸与の有無 a. 貸与する b. 貸与しない</p> <p>(2)貸与場所・品名</p>				
	場所	品名	数量	使用料	期間
				有償・無償	
	変電部門追加仕様書のとおり				
20. 倉入材料	<p>物 品 なし</p> <p>倉 入 先 なし</p>				
21. 材料関係	なし。				

<p>22. 現場代理人、 災害防止責任 者の兼務と災 害防止責任 者の兼務と災 害防止担当者 の配置</p>	<p>主任技術者以外は変電部門追加仕様書のとおり</p> <p>(1)現場代理人と土木主任技術者は a. 兼務してもよい b. 兼務してはならない</p> <p>(2)現場代理人と災害防止責任者は a. 兼務してもよい b. 兼務してはならない</p> <p>(3)災害防止担当者の配置について a. 兼務してもよい b. 配置しなくともよい</p> <p>(4)土木主任技術者の配置について a. 配置するものとする b. 配置しなくともよい</p> <p>(5)技術員の配置について a. 配置するものとする b. 配置しなくともよい</p> <p>1. 請負人は本工事の実施にあたり、現場代理人、土木主任技術者、災害防止責任者の選定を行う場合工事内容を踏まえ、施工管理、安全管理等に精通した者を選定すること。発注者において望む現場代理人、土木主任技術者、災害防止責任者の資質は以下に示す通りである。</p> <p>2. 発注者の望む現場三役の資質</p> <p>(1) 現場代理人</p> <p>a-1. 過去に元請として同種工事で現場経験を有する者</p> <p>a-2. 過去に元請として同種工事で現場代理人または主任技術者を行った者</p> <p>a-3. 過去10年の間に元請として同種工事で現場代理人または主任技術者を行った者</p> <p>b-1. 二級土木施工管理技士またはこれと同等以上の資格を有する者</p> <p>b-2. 一級土木施工管理技士またはこれと同等以上の資格を有する者</p> <p>c-1. 5年以上の実務経験を有する者</p> <p>c-2. 7年以上の実務経験を有する者</p> <p>c-3. 10年以上の実務経験を有する者</p> <p>c-4. 15年以上の実務経験を有する者</p> <p>上記のうち、a and (b or c) の条件を満たす者とする。</p> <p>(2) 土木主任技術者</p> <p>a-1. 過去に元請として同種工事で現場経験を有する者</p> <p>a-2. 過去10年の間に元請として同種工事で現場経験を有する者</p> <p>b-1. 二級土木施工管理技士またはこれと同等以上の資格を有する者</p> <p>b-2. 一級土木施工管理技士またはこれと同等以上の資格を有する者</p> <p>c-1. 5年以上の実務経験を有する者</p> <p>c-2. 7年以上の実務経験を有する者</p> <p>c-3. 10年以上の実務経験を有する者</p> <p>c-4. 15年以上の実務経験を有する者</p> <p>上記のうち、a and (b or c) の条件を満たす者とする。</p>
---	---

	<p>(3) 災害防止責任者</p> <p>a-1. 過去に元請として同種工事で現場経験を有する者</p> <p>a-2. 過去10年の間に元請として同種工事で現場経験を有する者</p> <p>b. 同種工事の災害防止に係わる関連法令と事故やヒヤリハット事例に精通している者</p> <p>e-1. 5年以上の土木工事現場経験を有する者</p> <p>e-2. 7年以上の土木工事現場経験を有する者</p> <p>e-3. 10年以上の土木工事現場経験を有する者</p> <p>e-4. 15年以上の土木工事現場経験を有する者</p> <p>上記のうち、a and (b or e) の条件を満たす者とする。</p>
<p>23. 専任監視員、 交通誘導員、 保安要員その 他の人員の配 置について</p>	<p>(1) 専任監視員の配置について</p> <p>a. 配置するものとする b. 配置しなくともよい</p> <p>ただし、配置する作業工種の主なるものは次のとおり</p> <p>(2) 交通誘導員の配置について</p> <p>a. 配置するものとする b. 配置しなくともよい</p> <p>ただし、配置する作業工種の主なるものは次のとおり</p> <p>外柵撤去・外柵新設・コンクリートコア抜き工・型枠工・鉄筋加工組立</p> <p>(3) 保安要員の配置について</p> <p>a. 配置するものとする b. 配置しなくともよい</p> <p>ただし、配置する作業工種の主なるものは次のとおり</p> <p>(4) 環境整備員の配置について</p> <p>a. 配置するものとする b. 配置しなくともよい</p> <p>(5) 誘導員の配置について</p> <p>a. 配置するものとする b. 配置しなくともよい</p>

24. 仮設備関係	<p>請負人は、必要と思われる仮設備（事務所、倉庫等）を請負人の負担において準備する。</p> <p>事務所・休憩所として制御本館の作業員詰所及びトイレを無償にて貸与する。</p> <p>(1) 貸与条件</p> <p>使用料 a. 有償 b. 無償</p> <p>1. 工事施工用地（直接工事区域）</p> <p>(1) 貸与の有無 a. 貸与する b. 貸与しない</p> <p>(2) 貸与条件</p> <p>使用料 a. 有償 b. 無償</p> <p>その他は別紙「工事施工用用地の貸与について」のとおり。</p> <p>2. 工事中電灯電力</p> <p>(1) 支給の対象設備 a. 電灯 b. 電力</p> <p>(2) 支給の有無 a. 支給する b. 支給しない</p> <p>(3) 支給の条件</p> <p>使用料 a. 有償 b. 無償</p> <p>電圧、容量 単/3相 100/200V 3/20kVA</p> <p>支給場所 変電所構内分電盤</p> <p>2次側配線は、請負人の負担により施設する。</p> <p>(4) 使用量の報告</p> <p>請負人は毎月指定日に工事中電灯電力の使用量（メーターの読み）を報告するものとする。</p> <p>3. 工事中仮設電話</p> <p>工事中仮設電話として変電所内電話を無償貸与する。</p> <p>・携帯電話を携帯するものとする。</p> <p>工事中仮設電話の種類</p> <p>NTT加入電話（FAX付）</p> <p>4. 工事中水</p> <p>(1) 支給の有無 a. 支給する b. 支給しない</p> <p>(2) 支給の条件</p> <p>使用料 a. 有償 b. 無償</p> <p>使用条件 使用にあたっては当社の承認を得ること</p> <p>分水口の場所 別途指示する。</p> <p>責任分界点 分水口以降の設備は請負人の責任において行うものとする。</p>
-----------	--

25. 安全施設用具	<p>安全施設用具の貸与について</p> <p>(1) 貸与の有無 a. 貸与する b. 貸与しない</p> <p>(2) 貸与場所・品名</p> <table border="1" data-bbox="688 403 1923 958"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>品 名</th> <th>数量</th> <th>使用料</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>有償・無償</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	場 所	品 名	数量	使用料	期 間				有償・無償					有償・無償					有償・無償					有償・無償					有償・無償	
場 所	品 名	数量	使用料	期 間																											
			有償・無償																												
			有償・無償																												
			有償・無償																												
			有償・無償																												
			有償・無償																												
26. その他	<p>1. 安全会議について</p> <p>変電部門追加仕様書のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="688 1166 1923 1626"> <thead> <tr> <th>会議項目</th> <th>基本的周期</th> <th>該当項目</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全パトロール</td> <td>1回/月</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>週間工程打合せ</td> <td>1回/週</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>月間工程打合せ</td> <td>1回/月</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(該当項目は、○印とする。)</p> <p>2. 協力会社の使用</p> <p>請負会社は協力会社を使用する場合、監理員に報告するものとする。</p> <p>また、新規に採用する協力会社の有無についても報告する。</p>	会議項目	基本的周期	該当項目	備 考	安全パトロール	1回/月	○		週間工程打合せ	1回/週	○		月間工程打合せ	1回/月	○															
会議項目	基本的周期	該当項目	備 考																												
安全パトロール	1回/月	○																													
週間工程打合せ	1回/週	○																													
月間工程打合せ	1回/月	○																													

工事施工用用地の貸与について

工事用地

当社が請負人に貸与する工事用施工用地は次による

- (1) 所在、面積 ○○県 ○○市○○町 ○○地先
- (2) 位置、範囲 別紙-○○変電所外柵取替工事他1件敷地平面図による
- (3) 使用目的
- | | |
|--------------------------------|---------------------------------|
| a. 事務所 | b. 倉庫 |
| <input type="radio"/> c. 詰所 | <input type="radio"/> d. 資材置場 |
| <input type="radio"/> e. 資材加工場 | <input type="radio"/> f. 撤去品仮置場 |
| <input type="radio"/> g. 駐車場 | |
- (4) 使用目的 原則として契約工期内とする。
ただし、期間内であっても当社の都合により用地返却を求めた場合、請負人は速やかに当社に返却するものとする。
- (5) 用地の管理 請負人は用地の使用に先立ち具体的な使用方法、管理方法等を明らかにし使用届を用地管理箇所に提出し、当社の了解を得るものとする。
また、用地使用にあたっては、柵、杭等による境界の明示を行い、使用者使用目的、使用期間その他必要事項を記載した掲示板を設置するものとする。
但し、工事の実施に支障となる場合はこの限りではない。
(掲示板記載例)
- | | |
|--------|---------------------|
| 直接工事区域 | |
| 使用者 | |
| 使用責任者 | |
| 連絡先 | |
| 使用期間 | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 |
| 工事件名 | |
| 使用目的 | |
- (6) 用地の変換 用地使用後は、原形に復帰し、速やかに当社に返却するものとする。

請負人提出図書類一覧表（土木工事）

提出図面	提出部数	提出先	提出期限	備考
現場代理人、災害防止責任者、主任技術者届（写）	1	設備部 土木技術グループ	作業着手前	経歴書含む（様式-7~9） （不在、代行者届けも同様）
一次協力会社選定届	1	〃	〃	経歴書含む（様式-10）
一次協力会社現場責任者届	1	〃	〃	〃（様式-11）
施工・安全計画書	2	〃	〃	
品質管理報告書	1	〃	〃	竣工時に報告のこと
仮設備計画書	2	〃	〃	施工・安全計画書に含めて良い
工種別施工・安全計画書	2	〃	〃	該当工種は別途指示
許認可申請書（写）	1	〃	〃	道路使用許可書（写）
コンクリート配合計画書	2	〃	〃	
使用材料計画書	2	〃	〃	外柵
鉄筋加工図	2	〃	〃	該当構造物は別途指示
鋼材加工図（材料表を含む）	1	〃	〃	〃
着工打合せ議事録	1	〃	着工打合後	
廃棄物処理計画・実施報告書	2	〃	作業着手前・ 実施後	再資源化報告書含む
残土処理計画・実施報告書	1	〃	〃	残土受入承諾書（写）含む
週間工程表	1	〃	毎週木曜日	FAX可
月間工程表	1	〃	毎月	FAX可
コンクリート試験成績表	1	〃	試験実施後	
年末年始、GW、 盆休 対策書	1	〃	その都度 （休前）	
出来形数量計算書	2	〃	該当月	
出来形写真	2	〃	〃	
産業廃棄物搬出報告書 （出来形認定用）	1	〃	該当月末	
工事記録写真	2	〃	竣工時	コンクリート試験報告添付
完了図	2	〃	〃	CADデータ
その他監理員が指示した事項	1	〃	その都度	

〈請負工事費構成表〉

		説	明			
請負工事費	工事原価	純工事費	直接工事費	材料費	主要材料費-----	当該部分工事の基本的実体を構成する素材、半製品、製品等の費用
				補助材料費-----	当該部分工事の施工上直接使用される補助的または消耗的な材料等の費用	
				直接仮設の材料費-----	当該直接仮設工事の施工上直接使用される全損材料の費用及び反復使用される材料の損料	
				労務費	直接労務費-----	当該部分工事の施工上直接必要とする労務者の賃金(機械の運転工は含むが小運搬工は含まない)
					直接仮設に要する労務費-----	当該直接仮設工事の施工上直接必要とする労務者の賃金
			機械損料	機械損料-----	機械の減価償却費・定期整備費・現場修理費・変動費・固定費	
			直接経費	輸送費-----	当該工事に使用する社給材料の輸送費並びに各種材料、機械の小運搬費であって、部分工事毎に把握できる	
				電気・水道・ガス等の料金-----	当該工事に直接必要とする電気・水道・ガス等の料金であって、部分工事毎に把握できるもの	
				軽微な器具損料、軽微な仮設費-----	機械損料に計上しない軽微な器具損料及び部分工事もしくは工種に含められる軽微な仮設備	
				燃料費、その他直接経費-----	機械の運転に使用する燃料費及び雑消耗品費ならびにその他当該部分工事に直接必要とする経費	
	特許料-----	工事数量の増減に比例することが明らかな特許料				
	共通費	共通仮設費	共通仮設建物費-----	部分工事に共通して使用する現場事務所、現場倉庫、労務者用宿舎、機械修理施設の仮設備		
			共通仮設設備費-----	部分工事に共通して使用する動力、足場、水道、電話等の仮設費		
		共通機械経費-----	機械損料、機械の運転工の賃金、運転用の燃料費、油脂費等			
		共通経費-----	部分工事に共通する輸送費、動力費、用水費、光熱費、地代、家賃等の諸費用であって、部分工事毎に直接把握することが困難な経費、並びに労務者用宿舎を設置しない場合における労務者の宿泊費または通勤費、機械の組立費、解体費、輸送費並びに工法に関する特許料			
		安全対策費	安全人件費-----	専任の監視員、交通整理員等の人件費		
	安全装備費-----		保安帽、絶縁用保護具、防塵マスク等の装備費			
	安全教育費-----		安全講習会、安全会議、安全協議会などの行事費、奨励費、標識費等の教育費			
	安全施設費-----		工事標識板、道路標識、防護柵、黄色注意灯、墜落防止施設等の施設費			
	衛生管理費-----		健康診断、救急薬品等の費用			
現場管理費	現場人件費-----	現場従業員の月給、諸手当、賞与				
	福利厚生費-----	厚生費と福利厚生費をいい、法定福利費(労災保険料、健康保険料、雇用保険料、厚生年金)は、事業者負担額として各法律等で定める料率に基づき算定されるもの				
	その他の経費-----	労務者管理費、租税公課、保険料、事業費、旅費、通信費、交通費、交際費、補償費、雑費				
一般管理費-----	本支店の経営上の経費及び利潤(役員報酬、給料、賃金、割増金、諸手当、賞与、法定福利費、厚生費、福利施設費、退職金、修繕維持費、事務用品費、旅費、交通費、通信費、動力、用水、光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代、家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費、支払利子、利潤など)					